

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第155号

覚えのない請求が来る『架空請求』にご注意！

「利用した覚えがない請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が全国の消費生活センター等へ多く寄せられています。請求手段は、メール、SMS、はがき等多様で、支払い方法も口座振り込み、プリペイドカード、コンビニのレジで支払わせるなど様々です。

【県内事例①】

スマートフォンに、通信業者の関連会社を名乗って、「支払の件で電話するように」というショートメッセージが届いた。指定の番号に電話すると、「通信業者の利用契約が不履行になっている。24万円支払うように。支払わないと裁判になる」などと言われた。話しているうちに言葉遣いが乱暴になったため途中で電話を切ったが、後で別の番号から電話がかかり、24万円を請求されたので不安が増した。電話番号を知られてしまったので変更したほうがよいか。

(60代 女性)

【県内事例②】

携帯電話のSMSに、法律事務所名で「未納料金があるので連絡してほしい」との内容のメッセージが届いた。この携帯電話は、仕事の連絡用として着信専用にしており、家族以外の第三者は知らない。不審だ。

(60代 男性)

【県内事例③】

知らない業者から、サプリメントの代金5,800円を請求するはがきが届いた。身に覚えがないので、記載されていた番号へ電話したが、「回線が混み合っている」とアナウンスが流れつながらなかった。詐欺ではないかと不安である。どうしたらよいか。

(80代 女性)

アドバイス

- 全く根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、アットランダムに根拠のない請求はがきやメール等を大量に送ったものと思われます。
- 請求はがき等を送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、はがきやメールに書かれてある電話番号に連絡してしまい、悪質業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。
- このような架空請求等に対しては、請求はがきに書いてある電話番号には決して連絡しないようにしましょう。困ったり、少しでも不安を感じた場合には、消費生活センター等に相談してください。消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。

